

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
本四バス開発	広島	19	平成28年9月29日	平成29年4月20日	平成29年2月21日に30日車の行政処分を受けたため。

注) 車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消条件	欠格期間
ア 不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合	認定取消日から 3年間
イ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 2年間
ウ 有効期間内に有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷者を生じた事故」が発生した場合	事故の発生日から 1年間
エ 有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合	事故の発生日から 1年間
オ 有効期間内に、有責・他責を問わず、死傷事故又は転覆等の事故が発生したり、30日車以上の行政処分を受けたのにもかかわらず、30日以内に日本バス協会に報告しなかった場合	事故の発生日又は行政処分の発令日から 2年間
カ 有効期間内に、1営業所1回あたり30日車以上の行政処分を受けた場合	行政処分の発令日から 1年間
キ 有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合	事故の発生日から 1年間
ク 有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合	—
(注)認定の取消条件 ア～クは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。